「建物の所在地」「発行者の記名・押印」「割 引に応じた耐震性能」をご確認ください。



設計住宅性能評価書のイメージ (一戸建ての住宅の場合)



住宅の品質確保の促進等に関する法律 第5条第1項に基づく

## 設計住宅性能評価書

(一戸建ての住宅)

(申請者の住所) (申請者の氏名又は名称) 様

下記の住宅に関して、評価方法基準(平成13年8月14日国土交通省告示第1347号(最終改正 平成26年2月25日国土交通省告示第151号))に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、時間経過による変化がないことを保証するものではありません。

記 1. 建築主 (氏名又は名称) (連絡先) 2. 設計者 (氏名又は名称) (連絡先) 建物の所在地をご 3. 住宅の名称 確認ください。 4. 住宅の所在地 発行者の記名・押印 をご確認ください。 以上 評価書交付年月日 評価書交付番号 月 登録住宅性能評価機関名 EΠ 機関登録番号 評価員氏名

## - 住宅に関する基本的な事項(工事監理報告書、施工状況報告書及び目視又は計測等により確認したものである) -

事項		内 容	
住宅の階数	地上 〔  階〕	地下 〔   階 〕	
住宅の面積	建築面積	㎡ 〕 延べ面積 〔	m <sup>2</sup> J
住宅の構造	(	造〕一部〔	造 〕

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第一条第八号に基づき住宅の性能に関し日本住宅性能表示基準に従って表示すべき事項ごとの住宅性能評価の実施の有無を下記の通り明示する。

_	COLUMN TERMINO CONTRACTOR CONTRAC					
実施	評価事項	実施	評価事項			
	1-1 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)		5-1 省エネルギー対策等級(5-1 断熱等性能等級)(※)			
	1-2 耐震等級(構造躯体の損傷防止)		5-2 一次エネルギー消費量等級(※)			
	1-3 その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)		6-1 ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏)			
	1-4 耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)		6-2 換気対策			
	1-5 耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)		6-3 室内空気中の化学物質の濃度等			
	1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法		7-1 単純開□率			
	1-7 基礎の構造方法及び形式等		7-2 方位別開口比			
	2-1 感知警報装置設置等級(自住戸火災時)		8-1 重量床衝擊音対策			
	2-2 感知警報装置設置等級(他住戸等火災時)		8-2 軽量床衝擊音対策			
	2-3 避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下)		8-3 透過損失等級(界壁)			
	2-4 脱出対策(火災時)		8-4 透過損失等級(外壁開口部)			
	2-5 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部))		9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)			
	2-6 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部以外))		9-2 高齢者等配慮対策等級(共用部分)			
	2-7 耐火等級(界壁及び界床)		10-1 開□部の侵入防止対策			
	3-1 劣化対策等級(構造躯体等)					
	4-1 維持管理対策等級(専用配管)					
	4-2 維持管理対策等級(共用配管)					
	4-3 更新対策(共用排水管)					
	4-4 更新対策(住戸専用部)					
10//	ツェ イワけら クギーノけますの窓打が必要な項ロネー必須適ロトなス					

※5-1又は5-2若しくは両方の選択が必要な項目で、必須項目となる。

## --必須項目(住棟)-

一必須項目	一必須項目(住棟)一				
	項目	結果			
	1-1耐震等級	地震に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ			
	(構造躯体の倒壊等 防止)	極めて稀に(数百年に一度程度)発   「耐震等級割引」の場合、耐震等級を			
	□ 評価対象外(免 震建築物)	2 極めて稀に(数百年に一度程度)発エッシル辰によるカ (産業産業が肥け 113500未集3項に定めるもの) の1.25倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度			
		極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地画に <u>トスカ (建築基準は施行企業90条等2項に守めるも</u> の)に対して倒壊、崩壊等しない程 「 <b>免震建築物」の場合、チェックがされていることをご</b>			
	1-3その他	評価対象建築物が免震建築物であること確認ください。「その他」欄にチェックがされている場			
1.構造の 安定に関 すること	(地震に対する構造躯体の 倒壊等防止及び損傷防止)	□ 免震建築物割引の対象とはなりません。 □ その他 合は、免 <b>震建築物割引の対象と</b> はなりません。			
	1-6地盤又は杭の許	地盤又は杭に見込んでいる常時作用する荷重に対し抵抗し得る力の大きさ及び地盤に見込んでいる抵抗し 得る力の設定の根拠となった方法			
	容支持力等及びその	□ 地盤の許容応力度〔 kN/mi〕 □ 杭の許容支持力〔 kN/本〕			
	設定方法	ロ 杭状改良地盤の許容支持力度 ( kN/m) ロ 杭状改良地盤の許容支持力 ( kN/本)			
		地盤調査方法等〔       〕 地盤改良方法〔       〕			
		直接基礎の構造及び形式又は杭基礎の杭種、杭径及び杭長			
	1-7基礎の構造方法 及び形式等	□ 直接基礎 構造方法〔     〕 形式〔 〕			
		□ 杭基礎 杭種〔   〕 杭径〔   cm〕 杭長〔   m〕			
	構造躯体等に使用する材料の交換等大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため! の程度				
3.劣化の軽減に関	3-1劣化対策等級 (構造躯体等)	3 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で3世代(おおむね75~90年)まで、大規模な 改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている			
すること	MISAESEIT U	2 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で2世代(おおむね50~60年)まで、大規模な 改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている			
		1 建築基準法に定める対策が講じられている			
	新	専用の給排水管、給湯管及びガス管の維持管理は清掃、点検及び補修を容易とするため必要な対策の程度			
4.維持管 理・更新 への配慮		3 掃除口及び点検口が設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている			
に関すること	□ 該当なし	2 配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている			
	_	1 その他			